

● 日本再生人材育成支援事業 ●

人材育成を行う事業主の皆さまに、訓練費用を助成します！

人材育成型労働移動支援奨励金 (出向コース)

内容	労働者を 出向 または 移籍 により受け入れ、その労働者に 職業訓練 (Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTの組み合わせ)を行った場合に、賃金および訓練経費を支給します。
支給額	1訓練コースにつき以下の額を支給します。 ●Off-JT分の支給額 賃金助成…1人1時間当たり 800円(上限1,200時間) 経費助成…1人当たり 30万円を上限 ●OJT分の支給額 実施助成…1人1時間当たり 700円(上限680時間) ※ 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。
対象事業主	健康、環境、農林漁業分野等 の事業を行っており、職業訓練計画を作成して、訓練を実施した事業主 ※ 対象分野には、 医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部 などが含まれます。詳しくは、2ページの対象分野一覧をご覧ください。

◆助成の対象となる**出向**は、出向元事業主の事業所から一時的に離れ、出向先事業主の事業所において勤務することをいい、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ・出向期間が3カ月以上であり、終了後に出向元事業主に復帰するものであること。
- ・出向先事業主が対象労働者の賃金の一部または全部を負担していること。
- ・対象労働者の同意を得たものであること。
- ・出向元事業主と出向先事業主との間の出向に係る契約によるものであること。
- ・人事交流のためなど、雇用調整を目的としない出向でなく、かつ、労働者を交換し合うことになる出向でないこと。

◆助成の対象となる**移籍**とは、移籍元事業主との労働契約関係を終了させて、移籍先事業主に移行させることをいい、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ・対象労働者が移籍元事業主で、1年以上雇用保険被保険者として雇用されていること。
- ・対象労働者の同意を得たものであること。
- ・移籍先事業主と移籍元事業主との間に移籍に係る合意があること。
- ・対象労働者が離職日から6カ月以内に期間の定めのない労働者として移籍先に雇い入れられていること。

※ 平成25年度末までの事業です。また、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、受給資格認定申請の受付を中止します。



支給対象分野

～健康、環境、農林漁業分野等とは～

健康、環境、農林漁業分野等とは、下の一覧表の産業分類を指します。

日本標準産業分類		分類番号
大分類A－農業		1－1
大分類A－林業		1－2
大分類B－漁業		2
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの	3
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの	4－1
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの	4－2
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業		5
大分類G－情報通信業		6
大分類H－運輸業・郵便業		7
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの	8
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業	例)フィットネスクラブ	9
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業	例)スイミングスクール	10
大分類P－医療、福祉		11
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業	例)ごみ処分量	12

判断に迷うケース

ケース1

Q 上記に該当する業務を行っていますが、それ以外の業務も行っても対象となりますか。

A 上の表の産業分類に該当する事業を一部でも行っている場合は、他の事業を行っていても対象事業主となります。ただし、奨励金の対象となる訓練は上記業務に関係する訓練となります。

ケース2

Q 「建設業」「製造業」「学術・開発研究機関」の「このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する～」は、どのような場合に認められますか。

A 事業主が提出する申請書類やパンフレット、製品概要等により、労働局が健康、環境、農林漁業分野等と一定の関連性があると判断した場合に認めます。

■支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。 → 連絡先は8☎

助成金の対象となる経費は

事業外訓練	受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代など (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料および都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料は支給対象外)
事業内訓練	①外部講師(社外の者に限る)の謝金・手当 (所得税控除前の金額。旅費・車代・食費・宿泊費などは対象外) ※1時間当たり3万円が上限です。 ②施設・設備の借上料 (教室、実習室、マイク、ビデオなど、訓練で使用する備品の借料で、支給対象コースのみに使用したことが確認できるもの) ③学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書などの購入または作成費 (支給対象コースのみで使用するもの)

■支給対象となる経費は、事業主が支払いを終えている経費に限ります。

職業訓練計画とは

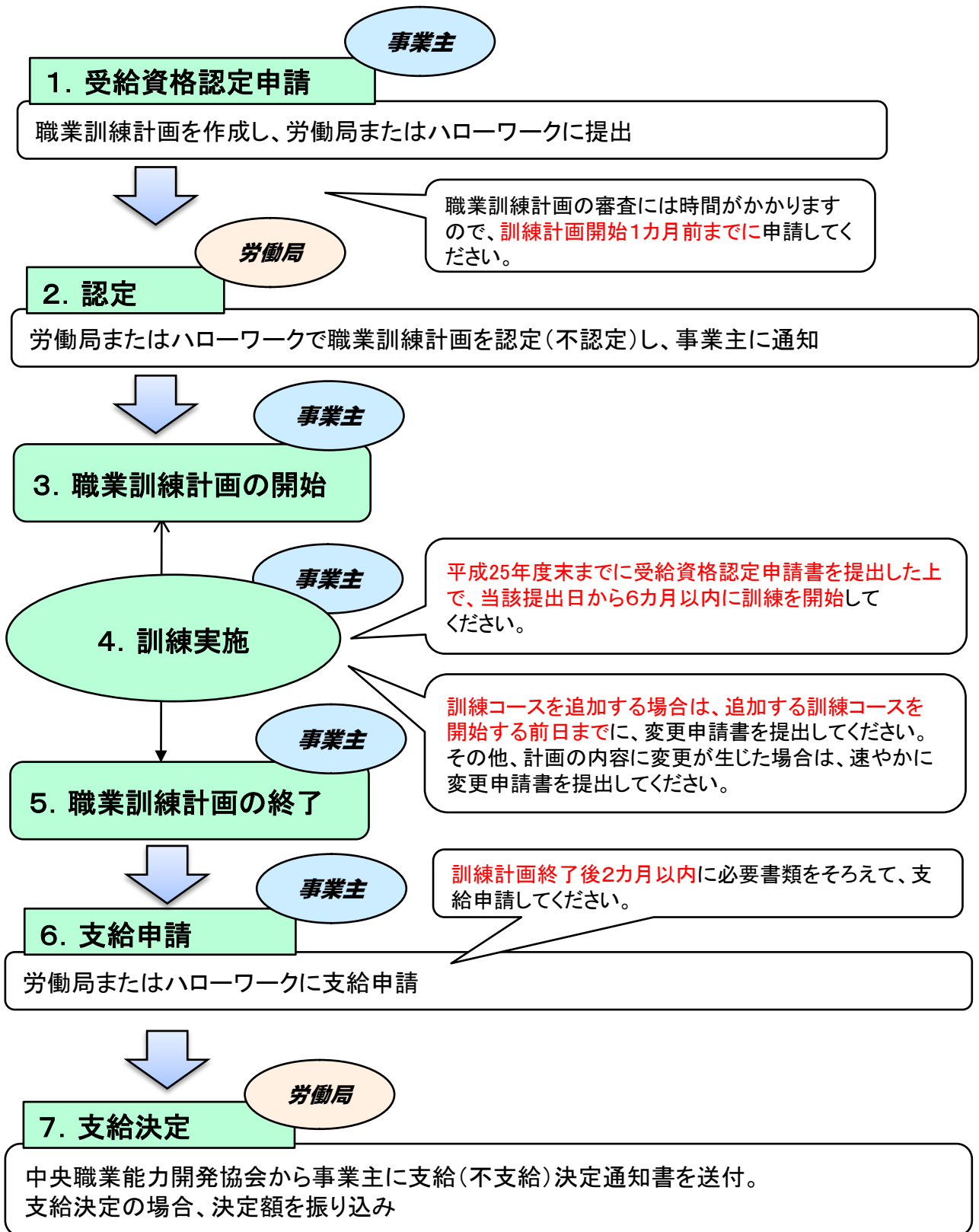
- ◆職業訓練計画は、**対象労働者に対して、いつ、どこで、どのような訓練を受けさせるか**、を記載した計画です。
- ◆**助成金を申請する事業所は、訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります！**

職業訓練計画作成のルール

ルール1	1年以内の訓練計画です。
ルール2	平成25年度末までに労働局またはハローワークに提出する必要があります。 ※①提出日から6カ月以内に訓練を開始すること、②対象労働者の受け入れ(雇い入れ)から1年以内に開始することが必要。
ルール3	計画に入れられる訓練コースは以下の2種類です。 ① Off-JTのみで10時間以上 ② Off-JTとOJTを組み合わせた訓練で、Off-JTが10時間以上

- 訓練コースは、健康、環境、農林漁業等の業務に関するものであることが必要です。
- 対象労働者ごとに職業訓練計画を作成してください(ただし、同一の職業訓練計画である対象労働者が複数名ある場合は、一の職業訓練計画にまとめることができます)。
- **訓練計画の内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出する必要があります。**
- 趣味・教養と区別の付かない訓練などは対象外です。
- OJTは、以下の①～④を満たすことが必要です。
 - ① Off-JTの科目、職種の内容と相互に密接な関連を有するものであること。
 - ② 科目、職種などの訓練内容について専門的知識または技能を有する者により行われるものであること。
 - ③ 訓練の評価が実施されるものであること。
 - ④ 支給対象訓練の総時間に占めるOJT時間の割合が9割以下であること。

受給までの流れ



職業訓練計画の詳細は、**3ページ**をご覧ください

必要となる書類

1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

- ①人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)受給資格認定申請書(様式第7-1号)
- ②人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)職業訓練計画(全体)(様式第7-2号)
- ③人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)職業訓練計画(訓練コース)(様式第7-3号)
- ④雇用保険適用事業所設置届(写)
- ⑤登記事項証明書、会社案内、定款等の健康、環境、農林漁業分野等に該当する事業を行っていることを証明する書類
- ⑥出向契約書または移籍について移籍元と移籍先の事業主合意が成立していることを確認できる書類
- ⑦労働条件等申立書(様式第7-4号)
- ⑧事業主申立書(様式第7-5号)(出向の場合のみ)
- ⑨OJT担当講師の経歴書(OJTを実施する場合のみ)
- ⑩OJT評価シート(様式第7-6号)(OJTを実施する場合のみ)
- ⑪対象労働者一覧表(様式第7-7号)(複数の対象労働者が同一の職業訓練を実施する場合のみ)

2. 支給申請手続きに必要な書類

- ①人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)支給申請書(様式第7-11号)
- ②人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)申請額内訳(様式第7-12号)
- ③Off-JT実施・出席状況報告書(様式第7-13号)
- ④OJT実施状況報告書(様式第7-14号)(OJTを実施した場合のみ)
- ⑤労働条件等申立書(様式第7-4号)
- ⑥受給資格認定・認定変更通知書(写)
- ⑦OJT評価シート(様式第7-6号)(OJTを実施した場合のみ)
- ⑧Off-JTの実施内容などを確認するための書類
 - ◆事業所内でOff-JTを実施した場合
 - ・ 外部講師(社外の者に限る)の謝金・手当(所得税控除前の金額)を支払ったことを確認するための書類(講師の略歴、領収書 など)
 - ・ 施設・設備の借上料を支払ったことを確認するための書類
 - ・ 学科または実技の訓練を行う場合に必要となる教科書・教材の購入・作成費を支払ったことを確認するための書類(品名、単価、数量を明記した領収書 など)
 - ・ 訓練の受講者数を確認するための書類
 - ◆事業所外でOff-JTを実施した場合
 - ・ 受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代などを支払ったことを確認するための書類(領収書、受講料の案内 など)
 - ・ 訓練の受講者数を確認するための書類
- ⑨対象者が立て替え払いをしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類
- ⑩賃金台帳または給与明細書等、訓練機関中に賃金が支払われていたことを確認するための書類
- ⑪出向の場合で出向元事業主が出向労働者の賃金や訓練費用を負担している場合、その負担の状況が確認できる書類
- ⑫対象労働者一覧表(様式第7-7号)(複数の対象労働者に同一の職業訓練を実施した場合のみ)

必要に応じて、その他の書類の提出または提示を求めることがありますので、ご協力をお願いします。

注意事項

①～⑧のいずれかに該当する事業主は 助成金を受給できません!

- ① 奨励金の受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業所において雇用する雇用保険被保険者を**事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む)をした事業主**
- ② 奨励金の支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に、緊急人材育成・就職支援基金事業による助成金等、および雇用保険二事業による助成金等を**不正受給した事業主**
- ③ 奨励金の支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の**労働保険料を納入していない事業主**(支給決定の日までに納入を行った事業主を除く)
- ④ 奨励金の支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、**労働関係法令の違反を行った事業主**
- ⑤ 奨励金の支給に係る事業所において、**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行っている事業主**
- ⑥ **暴力団と関わりのある事業主**
- ⑦ **支給申請日の時点で倒産している事業主**
- ⑧ 出向元事業主または移籍元事業主と**資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主**

○ この奨励金は、1年間(訓練に必要な時間数が確保される場合は6カ月)の職業訓練計画終了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書などの内容によっては、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

○ 支給対象となる訓練経費に対して、他の助成金等を受けている場合は、この奨励金を受けることはできません。他の助成金の支給申請をお考えの場合は、どちらか一方を選択してください。

○ 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給した奨励金は、全部または一部の返還が必要です(年5%の利息を加算)。

○ この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。

Q&A

Q1	申請は、事業主単位ですか。事業所単位ですか。
A1	雇用保険適用事業所単位で申請してください。
Q2	受講者が訓練の一部を欠席した場合、支給対象となりますか。
A2	訓練コースの一部を欠席した場合であっても、総訓練時間の8割以上を受講したこと、またはコースを修了していること、の要件を満たせば、その訓練コースの受講者に含めることができます。 途中で退職した人も同様の取り扱いです。ただし、様式第7-4号「労働条件申立書」を、退職した本人が記入する必要があります。
Q3	いったん出向元の会社を退職して出向先に勤務する形態の出向でも、支給対象となりますか。
A3	労働者が出向元事業所の従業員の地位を保ったまま出向先事業所で勤務する場合も、いったん出向元事業所を退職して出向先事業所で勤務する場合も、どちらも対象になります。 ただし、出向元か出向先のいずれかで雇用保険の被保険者となっていることが必要です。
Q4	産業雇用安定センターの出向・移籍支援サービスを利用した場合も、支給対象となりますか。
A4	産業雇用安定センターの出向・移籍支援サービスを利用して成立した出向・移籍も対象になります。 ※産業雇用安定センターは、無料で出向・移籍に関する支援(情報提供・相談・あっせんなど)を行っています。
Off-JTとは	生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる(事業内または事業外の)職業訓練のことです。
OJTとは	適格な指導者の指導の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る訓練のことです。